

〔車両購入クーポン券を抽選で提供する場合の留意点〕

Q. 来場者の中から抽選で1名の方に、新車の購入時に使用できる、「20万円の車両購入クーポン券（値引券）」を提供する企画を検討していますが、問題ありませんか？

A. 「抽選」の方法による値引きは、正常な商慣習に照らして「値引き」とは認められず「懸賞による景品類の提供」とみなされ、提供できる景品類の最高額は10万円となります。そのため、来場者の中から抽選で20万円の車両購入クーポン券（値引券）を提供する行為は過大な景品提供に該当しますので、次のいずれかの方法に変更して実施することが必要です。

- ① 車両購入クーポン券の額を10万円以内とする
- ② 「来場者」を対象としてクーポン券を提供する等、取引に付随して提供するのではなく、例えば、自社 Web サイトから応募した方を対象として提供するなど、取引に付随しない（商品の購入や店舗への来場等を条件としない）で、広く一般消費者を対象として提供する「オープン懸賞」に変更する